

貸借対照表

(2021年 3月 31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	[6,614,201]	流 動 負 債	[3,044,004]
現金及び預金	1,534,205	買掛金	212,344
売掛金	389,358	短期借入金	1,700,000
商 品	59	リース債	3,198
貯 蔵 品	2,537	未払金	334,780
販売用不動産	4,318,663	未払費用	3,192
前払費用	280,557	未払法人税等	43,987
未収収益	38,073	未払消費税等	198,767
未収入金	49,289	前受金	294,616
その他の流動資産	1,456	預り金	65,899
		賞与引当金	187,217
固 定 資 産	[24,986,029]	固 定 負 債	[7,697,905]
有形固定資産	(22,009,434)	長期借入金	4,000,000
建物	2,647,444	リース負債	3,397
構築物	9,803	長期預り保証金	2,665,630
工具器具備品	435,257	退職給付引当金	643,481
土地	18,866,383	役員退職慰労引当金	72,895
リース資産	4,015	構造改革関連費用引当金	312,500
建設仮勘定	46,530		
		負 債 合 計	10,741,909
無形固定資産	(62,283)	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	62,283	株 主 資 本	[20,858,321]
電話加入権	0	資 本 金	(100,000)
投資その他の資産	(2,914,311)	資 本 剰 余 金	(20,908,108)
投資有価証券	510	資 本 準 備 金	100,000
長期貸付金	774	その他資本剰余金	20,808,108
長期差入保証金	2,419,549	利 益 剰 余 金	(△ 149,786)
長期前払費用	5,900	その他利益剰余金	△ 149,786
ゴルフ会員権	3,100	繰越利益剰余金	△ 149,786
繰延税金資産	482,855	(うち当期純損失)	(△ 149,565)
その他の投資	1,620		
		純資産合計	20,858,321
資 産 合 計	31,600,231	負 債 ・ 純 資 産 合 計	31,600,231

個 別 注 記 表

当社の計算書類個別注記表は、会社計算規則第 98 条第 2 項第 1 号に基づき、会計監査人設置会社で必要とされる注記事項の一部を省略しております。

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産……………個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

イ. 2007 年 3 月 31 日以前に取得したもの……………旧定額法

ロ. 2007 年 4 月 1 日以降に取得したもの……………定額法

(2) 無形固定資産……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算基準による支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。これは当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて、事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためです。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額を引当金として計上しております。

(4) 構造改革関連引当金

当社における収支構造改革の一環で実施される建物などの解体工事の支出に充てるため、支出見込額を引当金として計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税額等は次の通り処理しております。

イ. 販売用不動産……………取得原価へ算入

ロ. 固定資産……………発生事業年度の期間費用

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。